

国立大学法人佐賀大学東京オフィス規程

(平成16年10月19日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人佐賀大学（以下「本学」という。）に、情報の収集及び発信，企業との連携等を行い，もって，本学の教育研究の進展，学生の確保，就職の支援及び産学官連携の推進を図るため，国立大学法人佐賀大学東京オフィス（以下「東京オフィス」という。）を置く。

(位置)

第2条 東京オフィスの設置位置は，東京都千代田区神田西福田町3番地新樹ビル2階（東京佐賀県人会事務所内）とする。

(利活用)

第3条 東京オフィスは，次に掲げる活動のために利活用する。

- (1) 企業訪問等による産学連携促進及び技術移転活動
- (2) 技術相談及び共同研究等打合せ
- (3) 研究シーズ等の常設展示及び広報活動
- (4) 大学案内，入試情報の周知及び就職支援等
- (5) 本学同窓生で離職している者の就職相談等に関すること。
- (6) 文部科学省，他大学等に関する情報収集及び連絡
- (7) 同窓会組織等との連携活動
- (8) 各種セミナー及び会議等の開催
- (9) その他本学の教育研究の進展，学生の確保，就職支援及び産学官連携の推進に関する活動

(オフィス長)

第4条 東京オフィスにオフィス長を置き，学長の指名する理事をもって充てる。

(運営協議会)

第5条 本学に，国立大学法人佐賀大学東京オフィス運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(運営協議会の組織)

第6条 運営協議会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) オフィス長
- (2) 地域貢献推進室長
- (3) 国際貢献推進室長
- (4) 産学官連携推進機構科学技術共同開発部門長
- (5) 広報室長
- (6) 各学部長
- (7) 総務部長，財務部長，学務部長及び学術研究協力部長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(運営協議会の審議事項)

第7条 運営協議会は，次に掲げる事項を審議する。

- (1) 東京オフィスの利活用の基本方針等に関すること。

(2) 東京オフィスの整備及び予算等に関すること。

(3) その他東京オフィスの管理運営に関すること。

(運営協議会の委員長)

第8条 運営協議会に委員長を置き、オフィス長をもって充てる。

2 委員長は、運営協議会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(事務)

第9条 東京オフィス及び運営協議会に関する事務は、事務局関係各課の協力を得て、学術研究協力部研究協力課で処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、東京オフィスの利活用等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年10月19日から実施する。

附 則 (平成17年4月1日改正)

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年5月24日改正)

この要項は、平成18年5月24日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則 (平成19年2月28日改正)

この要項は、平成19年2月28日から実施し、平成18年8月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月1日改正)

この要項は、平成20年12月1日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

附 則 (平成22年11月24日改正)

この要項は、平成22年11月24日から実施する。